第三次大分県特別支援教育推進計画改訂版(案) パブリックコメント県民意見一覧

【計画の内容に関すること】

	【計画の内容に _{項目}	関すること』 ご意見の概要	県教育委員会の考え方
1	計画全体	・現場に適応した計画で、実行できるものから進めていってほしい。	・実行できるものから着実に取組を進めてまいります。
2		・通常学級に在籍して、特別な教育的支援を必要とする児童生 徒数は増加していると実感している。	
3		・通級指導の目的が、「今は通常学級で学ぶことに困りを抱えているが、いずれは通常学級で学ぶため」というものでなく「通常学級で学ぶことができないので別に分けて勉強をする」といった分けるための手段になっている気がする。	
4		・地域の学校で学び続けられる場を保障する上で必要で欠かせない整備になると思う。近年の特別支援教育の需要急増を実感している。義務教育における特別支援教育の目的は、あくまで「過ごすべき学年の学級で、学ぶことの困りが生じているので支援する」のであり、「手段として一時的に分けて指導する」ことはあっても、決して「勉強ができないから分ける」わけではない。「勉強ができないから個別に分けてできるようにする」ことを目的とするのであれば、それは分断教育を助長するものでありインクルーシブ教育の理念に反するので、システムとしては推進してほしくない。	
5		・通級による指導を受けている児童生徒数が増加傾向にあるにもかかわらず、通級指導教室の設置数が増えていないのは、子どもたちの学びの充実につながっていない。	
6		•通級指導教室の更なる拡充は必至であると考える。	
7		・「他校通級」を行っていた子どもにとっては、子どもや保護者の 負担を考えると、教員が来てくれるという点で「巡回通級」はよい。	
8		・「巡回通級」の指導が増えることは、支援が必要な児童生徒に とって環境が変わらず、安心して学習に取り組めることができる ので、ぜひ進めていただきたい。	
9		・「巡回通級」担当となった教員は、移動の時間が必要となり、担当できる授業時数も減少する、相手校との時間調整など負担増が危惧される。	・本県の通常学級に在籍して特別な教育的支援
10		・「巡回通級」をするならば、担当教員を増やす、担当する子どもの数を減らすなどの策が必要。	を必要とする児童生徒数は年々増加傾向にあります。しかし、通級指導教室の設置数は大きく増加することなく60教室を推移している状況です。 通級指導教室には、「自校通級」、「他校通
11		・本校では、自校通級を行いつつ、同じ職員が巡回通級を行っている。日程調整など毎週苦慮している。担当人数も多いと感じる。自校通級ができるようにしてほしい。	
12	特別支援学第45年 12年	・通級指導は教員の高度な専門性がかなり必要とされるため、 人事異動を含めたシステム作りなど担当者の人材配置・確保が 課題である。	ことのできる方法であると考えています。 取組を進めるにあたって、巡回する教員一人あたりの担当児童生徒数や巡回する学校との連絡 調整等の「巡回通級」の在り方を、市町村教育委
13	級、通級による指 導の教室のあり方	・「巡回通級」に専門職、OT(作業療法士)を導入してほしい。作業療法士は行動面、認知面のアセスメントを得意とするので、インクルーシブ教育が実現しやすくなる。	員会と連携しながら研究・実践し、効果的なモデルを提示できるよう取組を進めてまいります。 <第2章 I 障がいのある子どもの学ぶ権利を 保障する教育環境の整備 (1)幼稚園、小・中学
14		・巡回通級のモデルについて、小・中学校だけでなく、高校のモ デルも積極的に検討してほしい。	校等、高等学校 ⊙ 特別支援学級、通級による 指導の教室のあり方 に記載>
15		・空き教室のない状況から「巡回通級」のための教室確保が難しい。まず物理的なスペースの確保などの環境整備をしてほしい。	・聾学校における通級指導については、現在の 状況を踏まえながら、特別な教育的支援を必要 とする児童生徒にどのような方法で実施すれば、
16		・子どもにも教員にも無理なく効果のある指導が可能なのは「自 校通級」である。	より効果的な指導を行うことができるかを検討してまいります。
17		・「自校通級」よりも「巡回通級」が優先される理由が「効率的に」 という言葉しかない。何をもって効率的なのかわからない。それ ぞれの学校において「自校通級」の形で実施する、担当者が子 どものそばにいるのが最も効果的である。	

18		・通級の指導を必要とする児童生徒にとって、自校で、普段の様子を知っている自校の教員による指導が欠かせないものであると考える、そのうえで、専門の知識や技術を持った担当教員が巡回してきて支援できる体制をとっていただきたい。たまにしか会わない専門家に子どもたちがどのように心を開き、どんな成長を見せてくれるの想像ができない。改訂の文言中にある「効率的に」は、「予算面・経済的に…」を意味しているように感じて残念	
19		でならない。 ・「自校通級」を充実させるためには人材が必要である。教職員だけでなく、様々な立場の専門家と連携していくことが大切である。	
20		・通級指導を必要とする子どもや保護者の願いを受け止めた対応になるようにお願いしたい。	
21		・聾学校には県下で唯一の難聴通級教室が設置されている。以前は各学校を巡回しながら指導を行っていたが、数年前に「他校通級」に変更したところ、指導を受ける児童生徒数は半減した。通学に要する時間、保護者の負担などが要因と考えられ、地域格差も生まれてきていると感じる。	
22		・地域の学校の環境を把握しつつ支援できる「巡回通級」は、地域の学校で学ぶ聴覚障がいの児童生徒には重要と考える。「巡回通級」を推進して、難聴児の効果的支援が継続して行われることを願う。	
23		・聴覚障害児は、本人も他人と聞こえを比較できないので、正しい障害認識ができず、不便な生活や正しい情報共有ができていないこともあり、学習の遅れやいじめに遭うケースもある。そのような児童生徒にも「巡回通級」の支援が効果的に行われるとよいと思う。	
24		・インクルーシブ教育を実現するためには、管理職の理解は不可欠である。	・管理職の専門的研修の実施については、イン
25	② 管理職の特別	・特別支援教育ではなく、インクルーシブ教育についての研修実施を望む。	また、研修の内容についても、児童生徒の二一
26	支援教育への意 識向上	援学校訪問を研修内容に取り入れるなど、管理職研修の充実を進めてもらいたい。	ズ、地域や学校のニーズに合ったものになるよう 検討していきます。 <第2章 I 障がいのある子どもの学ぶ権利を 保障する教育環境の整備 (1)幼稚園、小・中学 校等、高等学校 ② 管理職の特別支援教育への
27		・研修内容をインターネットで公開し受講しやすくするのは期待できる。	意識向上に記載>
28		・障がいのある子どもの地域の学びに、特別支援教育支援員の 配置は必要不可欠であるので、配置の促進を進めてほしい	
29		・特別支援教育支援員の配置促進をすることで、生徒の困りを 早めに把握、解決できるのではないかと期待している。	
30		・支援員の配置はよいが、支援員に指示を出す教員側の専門性 の向上が望まれる。	
31		・高等学校における支援の充実をし、支援を必要としている生徒の学びの保障や未来に向けて道を切り拓き選択肢を拡げることができることを期待する。	・公立高等学校において特別な教育的支援を必
32		・公立高等学校の特別支援教育が充実し、自立や社会参加がスムーズにできることを願う。	要とする生徒は年々増加傾向にあり、高等学校への特別支援教育支援員の配置も増加傾向にあります。引き続き、特別な教育的支援を必要と
33	③ 公立高等学校 における特別支援 教育の推進		する生徒が学校の授業や生活で困りを生じることのないように、特別支援教育支援員の配置を促進し、公立高等学校における特別支援教育の推進を図っていきます。
34		・不登校、退学の理由の一つとして、特別な支援を必要な生徒が多いと考える。早急な対応が必要。	在達を図っているよう。 < 第2章 I 障がいのある子どもの学ぶ権利を 保障する教育環境の整備 (1)幼稚園、小・中学 校等、高等学校 ③ 公立高等学校における特別
35			支援教育の推進 に記載>
36		・高校に至るまでに医療的機関を受診せずにいた生徒が、高校 生活で不適応になるケースも多い。	
37		・専門性の向上の中心となるのは、特別支援教育コーディネーターと思うが、高等学校では、特別支援教育コーディネーターは専任ではなく、教育相談や人権教育担当と兼務しているケースも多い。高等学校の特別支援教育コーディネーターが専任で活動できることが、高等学校の特別支援教育の専門性向上につながると思うので検討してほしい。	

38	3	・現状を考えると概ね賛成。病院併般佼である鶴見校や石垣原校の幼児・児童生徒の重度重複化は進み医療機関との連携の課題も大きく、別府支援学校本校の児童生徒の実態やニーズの隔たりは大きいからである。加えて、本校への入学・転学希望の急増も教育現場にいて実感している。	
39		・別府支援学校本校の児童生徒数の増加について分析が必要。	
40		・現在の教育観についていけない児童生徒が「あぶりだされた」 結果、別府支援本校の児童生徒増加につながったと考える。	
	本校・鶴見校・石 垣原校における障	・精神疾患のある病弱児童生徒の増加の原因はどこにあるのか。義務教育の中で「できる」が正義とされた「点数学力」、またゲーム性やチームワーク、体を動かす楽しさは求められない数字だけを抽出する「体力測定」など競争主義の中での一方的な価値観を押しつけられ、自尊感情を育めずに不登校になったり二次障がいを発症したりして、行き場をなくしてしまった子どもたちがたくさんいるのではないか。そんな子どもや保護者が、それでも「学びたい」「学ばせたい」と教いを求める場になっているのが、別府市でいえば別府支援学校本校になっているのではないか。そうであるならば、「わかる」「できる」で分断している教育の在り方こそが問題であり、学校教育全体の中での「インクルーシブ教育」を見直す時にきているのではないか。	・別府支援学校本校、鶴見校、石垣原校の再編整備については、それぞれの学校に通学する児童生徒の障がいの実態や教育的にニーズに合わせて、より効果的な教育を実施することができるように、校舎等の施設設備の整備を含めて計画を進めていきます。
	がい種ごとの教育 の充実を見据えた 適切な再編整備	・別府支援学校本校での病弱教育の拡大を歓迎する。ただし、 卒業後の高校卒の資格がないので今後の就職・進学などで志 願をためらう傾向が現れてくるのではないかと危惧している。	<第2章 I 障がいのある子どもの学ぶ権利を 保障する教育環境の整備 (2)特別支援学校 ⑤ 別府支援学校本校・鶴見校・石垣原校における障がい種ごとの教育の充実を見据えた適切な
43		・別府支援学校本校での発達障がいの児童生徒を受け入れるための環境整備(準じた教育課程、高校卒の資格、通学手段、寄宿舎利用、市外までのスクールバス運行、医療との連携)を検討してほしい。	再編整備(こ記載>
44		・小学校特別支援学級には、発達障がいの児童が複数在籍しているが、彼らは国語算数中心の教科学習は受けているものの、発達障がいに特化した教育は受けられていない。	
45		・別府支援学校石垣原校に医療的ケア児も通学できるようにしてほしい。理由として、© 万が一の状況にあるとき、病院がすぐならば医療的ケア児も安心して通学できる ② 新型コロナウィルスや他の感染症など罹患すると重症化しやすいので、できるだけ少ない人数の学校へ通学したいという希望がある。	
46		・現在、毎日保護者が学校まで車で送迎している。本人は元気なのに、保護者の都合で学校を休まざるを得ないことも多い。医療的ケア児の学校の登下校の送迎についても考えていただきたい。	
47		・大分支援や新生支援の教室数不足は緊急課題であるが、解 消の方法として新たな支援学校を設置するのは再考すべき。	
48		・現在の能力によって分断する教育を改めない限り、県内各地で年々特別支援学校入学・転学希望者は増え、新設で対応するのはその費用の莫大さを考えると不可能と思う。	
49		・教室数不足解消の方法として、「地域の学校の空き教室を借用する」方法もある。新設校建設のコストと比較しても教室の改修ですむことから効果的である。	大分地区新設特別支援学校については、令和
	© 知的障がい特別支援学校における運動場、体育館の狭さや教室不足解消のための再編整備	いうのに不安を感じる。例えば、今年度高等部に入学した生徒は高3の1年間のみ新設校に通うことになる。高3は進路決定、学生生活の集大成となる大事な学年である。進路は1~3年の3年間を通して見極め、決定をしていく。3年間同じ学校に通えないことは、生徒の不利益になると思う。特別支援学校には、新し	保障する教育環境の整備 (2)特別支援学校 ⑤ 知的障がい特別支援学校における運動場、体育館の狭さや教室不足解消のための再編整備
51		・障がいのある子どもが増加して教室が足りない。パーテーションや仕切り工事、エアコン完備など環境を整えてほしい。	

52	④、⑤ 共通	・特別支援学校の再編整備については、本人・保護者・教職員 の意見を十分に聞きながら進めてほしい。	・各再編整備計画については、児童生徒のニー ズを的確に把握しつつ、保護者や教職員の意見
53		・該当校には準備委員会等を設置し、現場の意見を十分に反映できるようなスケジュールで準備を進めてほしい。	たる
54		・子どもたちが適切な支援が受けられるように専門的な指導助言のシステムがあることにとても感謝している。個別の指導計画を作成するだけでなく、実際の指導に役立てるための指導助言であってほしい。	・幼稚園、小・中学校等、高等学校や特別支援学 校における「チーム支援体制」の構築について
55		・WISCなどの検査が受けられる施設も少ないので、システム強 化のため、専門的人員の増員を願う。	は、特別支援学校のセンター的機能や各教育事務所エリアごとに配置された個別の指導計画推進教員を活用しながら、幼稚園、小・中学校等、
50	® 幼稚園、小・ 中学校等、高等学 校や特別支援学 校における「チー	・個別の指導計画の質の向上のためには、児童生徒一人一人のアセスメントが必要である。教諭とともにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、作業療法士の評価内容が加わることで質の向上が図れると考える。	高等学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする全ての幼児児童生徒において個別の指導計画が作成されるよう取組を進めていきます。 ・個別の指導計画推進教員の役割や活動事例
57	ム支援体制」の構 築	・「通常学級における特別な教育支援を必要とする全ての児童生徒についても、個別の指導計画の作成」とあるが、すばらしい手立てであり理想である。しかし、通常学級にその対象になる児童生徒が複数人では収まらないくらい在籍するのが実情である。学級担任の業務の煩雑さを考えれば、その個別の支援計画を勤務時間内に作成できるくらいの学級定数にし、大胆な業務改善を打ち出してこそ成立することだと思う。業務だけ増やすのであれば、立派な紙面は残っても、担任が子どもたちのために使える時間も心の余裕も削られただけで終わってしまう。	の紹介などにより、積極的な活用を促し、個別の 指導計画の質の向上にも取り組んでまいります。 〈第2章 I 障がいのある子どもの学ぶ権利を 保障する教育環境の整備 (2)特別支援学校 ⑤ 幼稚園、小・中学校等、高等学校や特別支援 学校における「チーム支援体制」の構築 に記載 〉
58		・外部人材を活用することによって、様々なアイディアが出て、先生方の負担も減らすことができると思う。	
59		・外部人材が誰のことを指すか明記されていない。	
60		・「専門家チーム」だけでなく、「保護者代表」や「障害者団体」な ども関わることができるようにして欲しい。	
	外部人材の活用による幼稚園、	・専門家チーム会議を利用したことがある。貴重な助言をもらっているが、その後現場で工夫・改善をしようとした時、うまくいかないことも多く、そのような時に、特別支援教育コーディネーターを介して、専門家の方と相談できるようフォロー体制があるといいと思う。専門家から出された意見をまとめ、具体的な支援方法などをアドバイスしてもらえると現場にとって効果のある施策となると考える。	・幼稚園、小・中学校等、高等学校における障がいのある幼児児童生徒への支援については、学識関係者や福祉関係者等から成る専門家チーム会議のイールンー、医師、作業療法士などさまざまな外部人材を活用しながら、幼児児童生徒がよりよい支援を受けることができるように、対応を強
62	4	・各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置は必要だと思うが、全ての学校に一律でなくてもよいのではないかと考える。小規模校は時間数を削減する、必要なときに申請して来てもらうなど実状に合った配置をし、必要としている学校に優先して配置してほしい。	化していきます。 ・外部人材の活用事例を特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会等で紹介するなど、各園・学校が外部人材を積極的に活用することができるような取組を検討していきます。 <第2章 I特別支援教育の充実に向けた教職
63		・スーパーバイザー(SV)といわれる発達障害の支援に専門的な人材を研修に活用できないか。	員の専門性の向上 (1)多様な障がいへの対応 の 外部人材の活用による幼稚園、小・中学校 等、高等学校における障がいのある幼児児童生 徒への対応の強化 に記載>
64		・一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実を図るために、児童生徒の行動面、認知面、操作面のアセスメント、対応が得意なスクールOT(作業療法士)の導入を検討してほしい。	ルニ・マンノコ ルレマノ コエ コレーコ 1年の一年のア
65		・幼児児童生徒一人一人に適切な個別の指導計画を立案し実現していくことは非常に大変。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置だけでなく、個々の行動面、認知面の対応を得意とするスクールOT(作業療法士)の導入を検討してほしい。	

66		・発達障がいに関しては、研修の成果等で年々明らかになってくることも多いので、免許取得後も最新の見識が深められるような研修の機会の確保をお願いしたい。	
67		・原則、特別支援学級の担任には、特別支援学校の教員免許取得を目指してほしい。そのために、免許状を取得しやすい環境を作ってほしい。	
68		・小・中学校と特別支援学校との人事交流を積極的に取り組んでほしい。	
69		・今の教員採用試験などを考えると「免許保有率」にこだわるべ きではない。	
		・教員の人員不足、採用試験受験者の定員割れの現状で、免許の保有にこだわる必要があるのか。知識での専門性よりも、現場で学ぶことがたくさんある。特別支援学校に異動して、中に入ったからこそ学べる、わかったことは多く、そして必要な知識はその時に必然的に学んだし、研修も深めた。体験、経験こそ財産だと実感している。それよりも、人員不足の方が、教職員の心身の健康を脅かし、ひいては子どもたちの教育環境の整備にも形響を及ぼすほどの大きな問題だと思う。	・特別支援学校在勤2年以上の教員の特別支援学校教諭免許状取得率は、ここ数年90%以上の高い水準を維持しているものの、県立学校教制人事異動実施要網で定められているように、特別支援学校在勤2年以上の教員の特別支援学校教諭免許状取得率100%を目指します。・併せて、特別支援学校教諭免許状取得後にも、引き続き専門性の向上を図ることができるよう研
71		・現在支援学校に勤務している方に「免許保有」を求めるのであれば、準ずる教育で教科指導を行う先生についても同様に臨時免許ではなく免許取得を求めるべきである。	修の機会等の確保に努めていきます。 <第2章 Ⅱ特別支援教育の充実に向けた教職 員の専門性の向上 (1)多様な障がいへの対応 ⑥ 特別支援学校教諭免許状保有率の向上 に
72		・近年の新規採用者の多くは「病弱」領域の免許を保持してない 人も多い。病弱対象の特別支援学校では、「病弱」領域の免許 保持を採用や人事異動の際の条件にする等の検討をお願いし たい。	記載>
73		・「個別の配慮」を「合理的配慮」とする誤った認識を変える研修 を行ってほしい。	
74		・OJTでの研修はよいが、実際に教育を受ける児童生徒たちが 困らないよう、不平等にならないよう対応が必要である。	
75		・少数の専門家の育成に予算をかけるよりも、多くの教員が知識を得る事に比重をかけるべきだと考える。また、免許状保有率の向上を謳うのであれば、教員が日頃の業務をこなす日常の中で学習するための、時間と心の余裕を確保していただきたい。同じように、様々な研修も教員が忙しい学校現場を抜けて参加することで、さらに疲弊が増し、多忙化が進むことを想像し理解してほしい。	
76		一部の教員に負担がかからないように、指導・助言等ができる 専門性の高い教員の育成に力を入れてほしい。	杜明土福兴林(54)、74, 东郊土7.41818
77	◎ 特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用のさらなる推進	・学校現場で主幹教諭は教務に関わる業務に従事することが多く、必ずしも専門性が高いとは限らない。よって児童発達支援管理責任者などの外部人材を積極的に活用することが、子どもの学びの保障の観点からも望ましい。何もかもを学校だけで引き受けるのではなく、特別支援教育も様々な人の手を借りながら推進していくことが、これからの時代にあるべき姿ではないか。	・特別支援学校においては、在籍する幼児児童生徒の障がいの程度や特性の多様化により、教育的ニーズも多様化しています。それらのニーズに応えるためには、より質の高い個別の指導計画を作成し、その計画に基づいて支援を展開していくことが必要です。 ・質の高い個別の指導計画を作成するためには、主教教験等のより専門性の意い教員からの
78		・特別支援学校では、個別の指導計画や通知表の作成に主幹 教諭や学部主事の教員が指導・助言等に携わるようになってい る。児童生徒数の増加に伴い、多くの時間を要しているのが現 状である。	は、主幹教諭等のより専門性の高い教員からの 指導・助言が不可欠なため、校内の体制作りの 周知や指導・助言のポイント、指導の好事例の情 報共有などの取組を進めてまいります。 ・また、特別支援学校での個別の指導計画の作
79		・校務支援システムを導入し、複雑な様式を県下統一としたことで現場は大変混乱している。個別の指導計画を作ることのみに大幅な時間を要し、実際の指導のための教材研究等にさく時間が取れなくなっている。紙面を作ることだけに力を注ぐのは、児童生徒の直接の支援指導には結び付かない。今の様式を使って質の高い個別の指導計画の作成をすすめると、授業や支援に活かされないと考える。実際の支援指導に活かされるよう、様式を見直す必要があるように思う。	成における外部人材の活用についても研究を進めていきます。 〈第2章 I特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上 (1)多様な障がいへの対応 ⑤特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用のさらなる推進 に記載〉

		・エリア別研修によって、地域で学習している子どもたちの支援	
80		の状況を話し合うことができれば、子どもたちにとってはとてもよい効果をもたらすと思う。	
81		・特別支援教育コーディネーターへの研修は、参加率が90%ということで、成果として示されているが、これまで開催されてきた研修内容やその内容が現場に届いているかと言う意味での成果はどう集約されているのだろうか。通常学級における個別の指導計画が効果的に活用されるようになれば、多くの子どもが通常学級で支援を受けながら学校生活を送ることのできるようになるのではないかと思う。	
82		・エリア別研修は参加しやすくてよい。 研修をすることは専門性の向上のために重要だが、現場は多忙で研修をする時間がない。	
83		・小中の連携については、年々すすんできているが、中高の連携については、高校により特別支援教育の取り組み方が違っており、卒業時に中学校から高校へこれまでの取組をていねいに説明する必要がある。幼稚園や高等学校の参加率が上がるように、研修参加しやすい日程や内容の設定をしていただき、過度な研修とならないようにお願いしたい。	
84			・幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターへの研修については、これまでに行ってきたエリア別研修を基本に、特に幼
	® 幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教	教育に携わってきているので、新たな研修を受ける必要はない。	小、小中、中高と連続性、系統性をもって支援を することができるように、研修の内容や実施方法 を検討していきます。
86	育コーディネー ターへの研修	が必要である。	<第2章 I 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上 (2)全ての教職員を対象とした研修 ③ 幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターへの研修 に
87		・教員の負担増にならないように、これまでに以上に研修を増や すのではなく、研修のやり方の工夫をして欲しい。	記載>
88		・管理職をはじめ特別支援教育コーディネーターが各学校の教職員に周知するような研修計画を立て、研修を行う必要がある。	
89		・一律に研修を設けると、教職員への大きな負担になるとともに、授業の調整などで学力保障が保てなくなる恐れがあると考える。	
90		・コーディネータの質の向上は急務である。障がいのことをわかっていない、わかろうとしない人が多いように感じる。	
91		・専門性を追求するより、全ての障がいについて対応できる特別 支援教育コーディネーターや教師を育成してほしい。	
92		・コーディネータが専任で業務できるように、教員の増員が求められる。	
93		・年々、研修や書類作成に時間を取られることが増えていて、実際の指導について話し合ったり、教材研究したりする時間がどんどんなくなっている。教員という仕事に魅力があまりなくなってきているように思う。現場の意見を聞いて計画をすすめていってほしい。	

	項目	全般に関すること】 ご意見の概要	県教育委員会の考え方
94		・子ども本人や保護者が、安心してどの学びの場も選択できるような環境作りに励んでほしい。	
95		・インクルーシブ教育を念頭に、特別支援教育の推進を学校関係者だけにとどまらず、社会全体の意識改革に向けて取り組むような姿勢と意気込みが感じられる推進計画の改訂になるようにお願いしたい。	
96		・インクルーシブ教育を取り入れようとする姿勢は読み取れるが、具体的な内容がないので薄い印象。個別の対応も必要だが、集団で学ぶべきことも多いので間違えないように導いてほしい。	
97		・学校、家庭、地域がインクルーシブ教育について、一層の理解 と連携を深めていく機会を増やしてほしい。	
98		・特別支援学級児童生徒は生活の基盤は通常学級であるのに、通常学級の在籍にはカウントされていません。そのため42人学級が存在する。他県では支援学級と通常学級の両方で二重にカウントしている実例を聞く。大分県でも取り組んでほしい。インクルーシブ教育を推進するなら、まずは、その意識と制度改革から始めてほしいと強く要望する。	
99		・OJTを考えていく割には、特別支援学校や特定の学校に集中していて、各地各校に対象生徒がいないのではないか。まずは全ての幼稚園・学校で受け入れをするのが先ではないか。	
00		・学校現場では、「医学モデル」に偏った考えをもとに指導・支援が行われており、「社会モデル」の考え方についての認識が不十分であると思われる。	・「インクルーシブ教育」については、現状において、幼児児童生徒本人のニーズに合った学びの場や支援を提供していくことを基本において、ど
01	インクルーシブ教育	・計画内の「インクルーシブ教育」は「特別支援教育を前提としたインクルーシブ教育」であり、本来の「インクルーシブ教育」とは異なったものと考える。	のような学びの場が考えられるのか、どのような 支援であれば幼児児童生徒のニーズに応えられ るのか等を検討しながら取組を進めていきます。 ・インクルーシブ教育の在り方については、幼児
02		・国の施策が間違っているのであれば、大分県が模範を示してほしい。特別支援学級や通級、支援学校を新設するよりも、普通学級の中で一緒に学べる環境を整えていただけたらと、切に願う。	児童生徒本人や保護者の教育的ニーズ、それぞれの地域の障がいに係る状況、国の施策などを 把握しながら、幼児児童生徒本人の最適な支援 を提供できるように取組を進めていきます。
03		・9月に国連の「障害者権利に関する委員会」より出された勧告の内容を踏まえ、先んじて社会モデルとしての「インクルーシブ教育」を実現するための改訂版を作っていただきたい。	
04		・特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導などを受ける児童生徒数の増加は、学力至上主義から外れざるをえない子どもが、地域で学べない状況を生み出していることも一因にあると思う。	
105		特別支援学校や支援学級に通う子どもが増加している一番の理由は、普通の学校や普通の学級では、十分な教育を受けられないことを知った子どもや保護者が、あきらめてまたは見限って、支援学校・学級を希望していると思う。ここで、外部人材やら「個別の指導計画」の充実・活用、教員の研修などの施策を行うのは、遠回りのように感じる。	
06		・特別支援学校の在籍児童が増え、分断の教育が進んでいるように思える。障がい児も健常児もともに学べる環境を考えていく必要もあるのではないか。まずは、小・中学校の合理的配慮の提供の仕組みの学習を進め、学べる環境づくりをしていくべきではないか。	
107		・特別支援学校の就学基準に該当するかはつきりしなくても、特別支援学校を希望する児童生徒・保護者が多くなっている。小・中学校、高等学校でも特別支援教育をしっかりやっている現状があることをもっと広報すべき。併せて、小・中学校、高等学校の教職員が主体的に特別支援教育に取り組めるような環境整備が必要。	
08		・「合理的配慮の提供」が不十分なため通常学級での学びを選択できにくい現状がある。	

_			
109		・保護者は、様々な思いの中で医療機関を受診し、検査を受け、 就学支援委員会の判定を受ける。特別支援学級で学ぶことを希望したにもかかわらず、3月に「設置できませんでした」と伝えられた保護者はとても多い。教育委員会の「支援学級適」という判断が、子どもたちのニーズに応じた支援につながっていないことをどう考えるのか。設置希望数と実設置数のデータを提示していただきたい。その状況をどう整備するのかを示してほしい。特に、弱視、難聴、言語などの支援を必要とする児童に対する支援学級はほとんど設置されていない。必要とする人数が少ないからといって、支援が行き届かないのは不公平である。	
110	特別支援学級	- , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	・児童生徒一人一人の教育的ニーズに合った学びの場が適正に提供できるように、児童生徒一人一人が安心して学習を進めることができるように、関係機関、関係部署と連携を図りながら取組を進めていきます。
111		・支援学級が設置されたとしても、一つの教室をカーテンで仕切り、知的学級7人自・情学級7人在籍のこの環境でいいのか、いつも疑問に思う。	
112		・中学校・高等学校で特別支援学級で対応する場合、生徒たちへの人権教育は十分なのか。特別支援学級に在籍することでいじめの対象になることはないのか。	
113		・発達障がい児には、自身が生活しにくく学校教育に順応できていない状態が続いている子どもがいる。その子どもたちの居場所として障害児通所支援事業所などがあるが、利用者支援のためには教員との連携が特に必要となる。学校現場、特に校長(教頭)の指導力の発揮を期待している。	
114		・教員の専門性の向上に向けて、発達障がいの療育・研修を検討してほしい。特に、小学校の特別支援学級担当教員は児童生徒の個々の障がいの状態と特性の違いなどの対応で試行錯誤している状況にある。学校内に複数特別支援学級がある場合は、担当教員間の連携も重要である。	
115	児童生徒への支援	・障がいや医療的ケアがあるだけで幼稚園に行けず、無園児となっている幼児が多く存在する。特に医療的ケア児は看護師の配置か保護者の付き添いが必須なため、受け入れを断られるケースが多かったり、保護者が無理をして体調を崩すケースもある。世間では、待機児童の数を気にしているが、「行きたくても行けない」子どもや行かせたい親にも目を向けた、各教育機関に看護師を配置、訪問看護師の派遣などの教育環境の整備をお願いしたい。	・障がいの種類、障がいの程度や特性等によって、幼児児童生徒に求められるニーズは異なってきます。幼児児童生徒一人一人のニーズに合った支援が提供できるよう、関係機関と連携しながら環境整備に取り組んでいきます。
116		・医療的ケア児に関する内容がない。知的障がいや発達障がいばかりが取り上げられられている印象がある。肢体不自由、医療的ケア児等も平等に対応してほしい。	
117		・「医療的ケア」や「合理的配慮の提供」についての取組が明記されていない。	
118		・聾学校や盲学校の教育には、特別な専門性を必要とするため、他県ではほとんど人事異動せず聴能訓練等に関わっている教員も多数いる。大分県では、4~6年で異動してしまう。高い専門性が必要となる聾学校の聴能訓練や教育相談などは、ある程度長い期間勤務をすることで、専門性の向上や伝承につながっていくのではないか。	

119		・障がい特性のある児童生徒の数は増加しているので、対応していくだけに十分な人員の配置と児童生徒が活動する場所の確保が求められる。	
120		・子どもたちのなかには、認定を受けている人以外にもさまざまな支援を必要としている子どもが多く存在する。以前、「人は一番の合理的配慮」であると知り、深く納得した。大分県から、普通学級や特別支援学級の一クラスの児童生徒の定員を減らしたり、複数の教員で授業ができたりする体制を整えてほしい。	
121		・特別支援学級は増加しているが、その学級での指導を考えたときに、児童生徒の定員が1学級8人というのは現実的に不可能である。学ぶ権利を保障するのであれば、最高でも2人の児童に1人の教員で学級を作るべきである。	
122		・学校種は関係なく、全ての学校種で定数の見直しをお顧いしたい。インクルーシブ教育を推進する上で、人的環境整備が大きな要になる。	・教職員配置の充実には、教職員定数の改善が
123	教職員の人員配置		必要なことから、国の動向を注意深く見守りながら、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育環境の整備について検討し、取組を進めてまいります。
124		・特別支援教育支援員の確保についても明記されていない。支援員の確保はインクルーシブ教育の推進には欠かせないと考える。	
125		・特別支援学級の1クラス8人は人数が多く、一人一人に行き届いた対応ができない。支援員を各学校に多めに配置してほしい。	
126		・特別支援教育支援員の配置と促進には、直接児童生徒と関わる支援員の特別支援教育研修が必須である。しかし、現在はほとんど研修することなく配置され、夏季休業なども勤務期間となっておらず、特別支援教育コーディネーターと打ち合わせをする時間の確保が難しい現状がある。通常学級における個別の指導計画が作成活用されるためには、支援員の役割は大きい。配置するだけでは、効果的な支援はできない。	
127		・通常学級において支援を要する児童の増加に伴い、専門的な知識・指導を持つ人・施設を増やすこと、それを支えてくれる支援員の確保・配置は重要で、実現を急がれる課題である。	

第三次 大分県特別支援教育 推進計画

(改訂版 (案))

令和〇年〇月 大分県教育委員会

第1章 第三次大分県特別支援教育推進計画改訂版の策定について

1 特別支援教育に係る現状と課題

「第三次大分県特別支援教育推進計画」(以下「第三次推進計画」という。)は平成30年2月に 策定され、「障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応える物的・ 質的環境を整え、インクルーシブ教育システムの構築をめざす」という基本方針の下、「障がいの ある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備」、「特別支援教育の充実に向けた教職員の専門 性の向上」を重点目標として取組を進めてきたところである。

特別支援教育を取り巻く状況に目を向けると、平成30年の計画策定当初から大きく変化をしている。

インクルーシブ教育に係る状況を見ると、少子化により全国的に学齢期の児童生徒数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり等を背景に、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数、通級による指導を受けている児童生徒数、通常学級において支援を必要とする児童生徒数は増加している。本県においても、同様に特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数、通級による指導を受けている児童生徒数、通常学級において支援を必要とする児童生徒数は増加傾向にあり、特別支援教育に関わるニーズも年々高まっていることが考えられる。

令和3年1月には中央教育審議会より『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜(答申)』が出され、新時代の特別支援教育の在り方についてさまざまな提言がなされた。

また、令和3年6月には、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるように「障害のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて~」が策定され、学びの場を判断する際の基本的考え方や就労や進学等で支援の主体が変わっていく中での情報共有の在り方などが示されるなど、インクルーシブ教育に係る教育環境の整備が進みつつある。

さらに、答申に示された提言を受ける形で特別支援学校の教育環境の改善といった観点から、 特別支援学校の学級編制や施設・設備など必要最小限の基準を定めた「特別支援学校設置基準」 が令和3年9月に公布され、令和4年4月より施行(一部令和5年4月より施行)されたところ である。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、教育現場においても、臨時休業による授業時数の確保、集団で実施する学習や学校行事の制限などを背景とした子どもたちの学びの保障、教職員の研修機会の減少等さまざまな課題に直面している。

2 改訂版の策定

「第三次推進計画」の改訂版を策定するに当たって、上記の特別支援教育の現状と課題を踏まえ、方策と評価指標の妥当性、実効性について、令和3年2月に第三次大分県特別支援教育推進計画に関するフォローアップ委員会より出された「第三次大分県特別支援教育推進計画中間評価及び今後の特別支援教育の在り方に関する報告書」に沿って検討を行った。

検討の結果、基本方針と2つの重点目標については継続しながら、「第三次大分県特別支援

教育推進計画改訂版」として、令和5年度及び6年度に取組を進めていくこととした。(下図参照)

「第三次大分県特別支援教育推進計画」改訂版(概要)

基本方針

障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、 一人一人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、 インクルーシブ教育システムの構築をめざす

I 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する 教育環境の整備

- (1) 幼稚園、小・中学校等、高等学校
- ① 特別支援学級、通級による指導の教室のあり方
- ② 管理職の特別支援教育への意識向上
- ③ 公立高等学校における特別支援教育の推進
- (2) 特別支援学校
 - ④ 別府支援学校本校の存続
 - ⑤ 大分市内に知的障がい特別支援学校を新設 南石垣支援学校について、別府羽室台高校跡地へ移転
 - (3)特別支援教育ネットワークの構築
- ⑥ 幼稚園、小・中学校等、高等学校や特別支援学校における「チーム 支援体制」の構築

Ⅱ 特別支援教育の充実に向けた 教職員の専門性の向上

- (1) 多様な障がいへの対応
- ⑦ 外部人材の活用による幼稚園、小・中学校等、高等学校における 障がいのある幼児児童生徒への対応の強化
- 8 特別支援学校教諭免許状保有率の向上
- 9 特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用のさらなる推進
- (2) 全ての教職員を対象とした研修
- ⑩ 幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターへの研修

第2章 第三次大分県特別支援教育推進計画改訂版

I 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備

- (1) 幼稚園、小·中学校等、高等学校
- 特別支援学級、通級による指導の教室のあり方

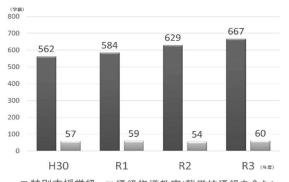
方策

他校通級による指導を活用できる環境の整備

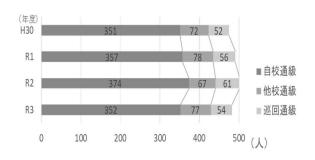
(巡回通級による指導を受けることができる子どもの増加)

ア現状と課題

第三次推進計画では、策定当初より地域のニーズに応じた特別支援学級、通級による指導教室 (以下「通級指導教室」という。)の設置に取り組んできた。毎年実施をしている「特別支援学級及び通級指導教室に関する調査」によると、特別支援学級の設置数は増加傾向にあり、令和3年度には、667学級が設置されている。一方、通級指導教室の設置数については、近年は大きく増加することなく、60教室近くを推移している。同調査によると、通級による指導を受けている小・中学校等の児童生徒数は増加傾向にあり、近年は500人近い児童生徒が通級による指導を受けている。さらに、「特別支援教育体制整備状況調査」(以下、「体制整備状況調査」という。)によると、通常学級に在籍して、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数は増加傾向にあることから、通級による指導の更なる充実が望まれる。



■特別支援学級 ■通級指導教室(聾学校通級を含む)▲図1 特別支援学級数と通級指導教室の推移(小・中学校等)



▲図2 通級指導を受ける児童生徒数(小・中学校等)

イ 具体的取組

通級指導教室は①通学する学校で通級による指導を受ける「自校通級」、②他の学校で通級による指導を受ける「他校通級」、③担当教員が該当の児童生徒が在籍する学校を巡回して指導を行う「巡回通級」の3つの形態に分けられる。本県の通級指導教室の多くは「自校通級」であり、通級指導教室の設置のない学校の児童生徒に効率的に支援ができる「巡回通級」による指導の促進を図っていく。

巡回通級による指導を受ける児童生徒数を増やしていくために、市町村教育委員会と連携しながら、巡回指導のあり方を研究・実践し、効果的なモデルを提示していくようにする。

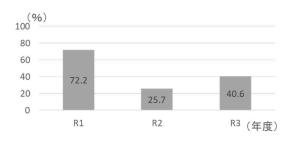
② 管理職の特別支援教育への意識向上

方策

管理職や管理主事への専門的研修の実施

ア 現状と課題

第三次推進計画に基づき、管理職の特別支援教育への意識向上のため、専門的研修の実施に取り組んできた。体制整備状況調査では、小・中学校、高等学校の管理職が1年以内に特別支援に関する行政研修を受講した割合は、令和元年度は7割を超えていたものの、令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、研修の機会が減少したこともあって、5割にも満たない状況となっている。



▲図3 小・中学校、高等学校の管理職が特別支援に関する行政研修を受講した割合

イ 具体的取組

管理職の特別支援教育に関する行政研修の受講の促進を図るために、研修内容をインターネット上で公開するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応の中にあっても、市町村教育委員会が活用しやすく、管理職が受講しやすい研修の体制整備に取り組んでいく。

③ 公立高等学校における特別支援教育の推進

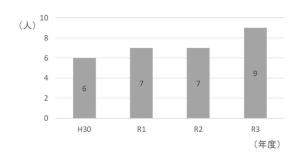
方策

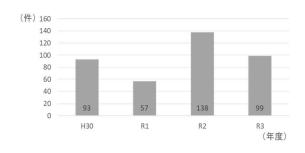
特別支援教育支援員の配置の促進

ア 現状と課題

体制整備状況調査によると、高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒の数は 24校、120名となっており、近年増加傾向にある。これらの生徒に対しては、すべての 生徒で個別の指導計画が作成されている。

授業中に生徒へ直接的に支援を行う特別支援教育支援員については、申請のあった全ての学校に対して配置し、その数も増加傾向にある。また、高等学校への巡回相談数も増加傾向にあることから、特別支援教育支援員の配置等、高等学校における支援の充実を図る必要がある。





▲図4 高等学校における特別支援教育支援員の配置人数

▲図5 高等学校からの巡回相談件数(来校相談含む)

イ 具体的取組

高等学校の特別支援教育支援員の配置については、引き続き関係課と協議をしながら支援 体制を維持しつつ、管理職対象の会議や特別支援教育コーディネーターが参加する研修の機 会などを利用して、特別支援教育支援員配置のメリットや活動事例などを周知し、学校への 配置促進に取り組んでいく。

(2) 特別支援学校

④ 別府支援学校本校・鶴見校・石垣原校における障がい種ごとの教育の充実を見据えた適切な再編 整備

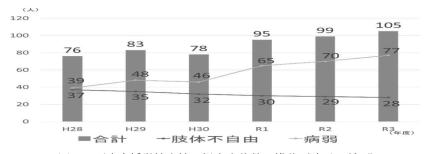
方策

- ○別府支援学校本校は廃止せずに存続。
- ○同校に在籍する児童生徒の内、本人の希望があり、併設する病院に主治医がある場合に限り、 石垣原校、鶴見校における通学生としての受入れを認める。

ア現状と課題

別府支援学校本校・鶴見校・石垣原校の再編整備については、別府支援学校本校を廃止し、 鶴見校を肢体不自由児対象の特別支援学校、石垣原校を病弱児対象の特別支援学校の本校とし てそれぞれ設置する方向で検討を進めてきた。

ところが、近年、別府支援学校本校において、病弱児童生徒数が増加傾向にあり、教室数の不足も見られるなど計画策定当初と学校を取り巻く状況が変わってきた。このような状況を踏まえ、フォローアップ委員会からも、別府支援学校の存続について再検討の必要があるといった意見が提示されている。



▲図6 別府支援学校本校の児童生徒数の推移(障がい種別)

イ 具体的取組

上記のような状況を踏まえ、近年増加傾向にある発達障がいを併せ持った、精神疾患のある 病弱の児童生徒の受け皿を確保するために、別府支援学校本校は廃止せずに存続する。

また、病院併設の石垣原校、鶴見校において、新たに通学生の受入れを認めることで、これまで以上に医教連携を深め、個々の児童生徒の病状や障がいの特性に合った指導・支援が行われるようにする。

⑤ 知的障がい特別支援学校における運動場、体育館の狭さや教室不足解消のための再編整備

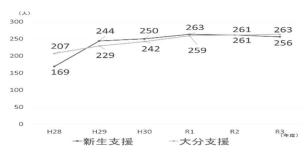
方策

- ○児童生徒数増加対策として、大分市内に知的障がい特別支援学校を新設
- ○南石垣支援学校について、別府羽室台高校跡地へ移転

ア 現状と課題

大分市内の2校の特別支援学校(新生支援学校、大分支援学校)においては、それぞれ250名以上の児童生徒が在籍し、県内最大規模の学校となっている。両校においては、教室不足の状況が続いており、教室の間仕切りや特別教室の転用で、教室不足に対応している実態がある。

南石垣支援学校については、校舎の建て替え等により十分な広さのある運動場、体育館を備えた学校へ整備する方向で検討を進めてきたが、「中間評価報告書」においては、「特別支援学校設置基準」の内容によっては整備の方向性を再検討する必要があると示された。その後、国から公布された特別支援学校設置基準に照らすと、運動場の面積が基準を満たしていない状況となっている。



▲図7 新生支援、大分支援の児童生徒数推移

	運動	助場	校舎	
学校名	保有面積 (㎡)	必要面積※ (㎡)	保有面積 (㎡)	必要面積※ (㎡)
南石垣支援	2250		6339	3933
羽室台	30800	3600	16342	2922

※「特別支援学校設置基準」における必要面積

▲図8 南石垣支援と旧羽室台高校の運動場・校舎の面積の比較

イ 具体的取組

大分市内については、児童生徒数の増加とそれに伴う教室不足へ対応するため、第三次推進計画で設置を計画した大分地区新設特別支援学校の令和6年4月の開校に向けて準備を進める。

南石垣支援学校については、現敷地内では、校舎の建て替え等で基準を満たす運動場を確保することは困難であるため、別府羽室台高等学校跡地への移転を行う。これにより、設置基準を満たす運動場や十分な広さのある体育館等を備えた学校となり、これまで以上に幅広い教育活動が期待できる。なお、別府地区に係る方針は、別府支援学校の存続も含め、昨年度決定、公表されており、すでに移転に向けた準備に着手している。

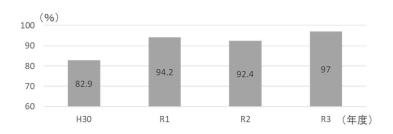
- (3) 特別支援教育ネットワークの構築
- ⑥ 幼稚園、小・中学校等、高等学校や特別支援学校における「チーム支援体制」の構築

方策

小・中学校等への専門的な指導助言システムの強化

ア 現状と課題

通常学級に在籍して特別な教育的支援を必要としている幼稚園、小・中学校等・高等学校の幼児児童生徒の個別の指導計画の作成率は、令和3年度は、約97%となっている。小・中学校学習指導要領において、特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒においては、個別の指導計画の作成が義務づけられている。また、通常学級における特別な教育的支援を必要とする全ての児童生徒についても、個別の指導計画の作成に努めるよう示されており、個別の指導計画の作成とともに、計画を活用した適切な支援が受けられる環境作りが必要である。



▲図9 通常学級に在籍して特別な教育的支援を必要としている幼稚園、小・中学校等・高等学校の 幼児児童生徒の個別の指導計画の作成率

イ 具体的取組

特別な教育的支援を必要とする全ての児童生徒に個別の指導計画が作成されるように、会議や研修の場面で、市町村教育委員会へ周知をする。また、令和2年度より各教育事務所のエリアごとに配置された個別の指導計画推進教員の役割や活動事例なども紹介するとともに、各教育事務所と連携しながら、積極的な活用を促し、個別の指導計画の質の向上を目指していく。

Ⅱ特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

- (1) 多様な障がいへの対応
 - ⑦ 外部人材の活用による幼稚園、小・中学校等、高等学校における障がいのある幼児児童生徒への 対応の強化

方策

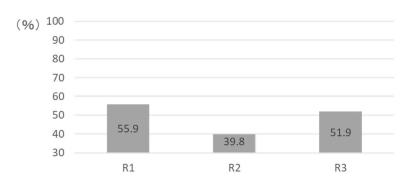
外部人材を活用した授業研究会や校内委員会などの実施を推進

ア現状と課題

第三次推進計画では、外部人材を活用することで、幼稚園、小・中学校等、高等学校にお

ける幼児児童生徒への対応の強化に努めてきた。特に、教育事務所エリアごとに、学識経験者や福祉関係者等から成る専門家チームを設置し、幼児児童生徒への支援に係る相談会(以下、「専門家チーム会議」という。)を年間2回実施してきた。専門家チーム会議を活用した幼稚園、小・中学校等、高等学校の割合は、全体の約50%である。

幼稚園、小中学校等、高等学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など校内支援体制の整備が進められているが、巡回相談の件数は年々増加傾向にあることから、より専門的な意見を幼児児童生徒一人一人の支援に反映させるためにも、専門家チーム会議の活用や医療、福祉、行政など関係機関との連携が望まれる。



▲図 10 専門家チーム、関係機関や保護者との連絡調整等を行った幼、小中、高等学校の割合

イ 具体的取組

幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会等で、 専門家チーム会議を活用したり、<u>医療、福祉、行政など</u>関係機関と連携を図っている学校の好 事例を紹介するなど、会議の意義や機会について、積極的に周知をする。

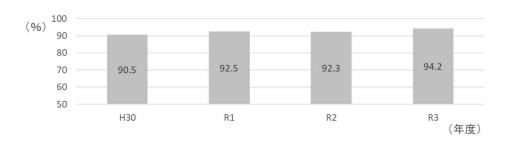
⑧ 特別支援学校教諭免許状保有率の向上

方策

特別支援学校教諭免許状を未取得の教諭は、原則、特別支援学校在勤2年以内に取得

ア 現状と課題

特別支援学校在勤2年以上の教員の特別支援学校教諭免許状取得率は、ここ数年間は90%以上の高い水準を維持している。しかし、県立学校教職員人事異動実施要綱では、原則として特別支援学校教諭免許状未取得者については、特別支援学校異動後原則2年以内の免許状取得が定められていることから、100%達成が望まれる。



▲図 11 特別支援学校在勤 2 年以上の者の特別支援学校教諭免許状取得率

イ 具体的取組

引き続き、管理職に対し、学校訪問等を通じて、特別支援学校免許状未取得者について、県立学校教職員人事異動実施要綱に基づいて、取得を促進するよう周知していく必要がある。

具体的な取組として、各学校ごとに特別支援学校教諭免許状未取得者の把握を行い、免許状 取得に向けた年次計画を立てるようにする。

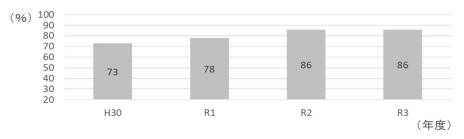
⑨ 特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用のさらなる推進

方策

各障がい種の専門性のある主幹教諭等の配置によるOJTの実施

ア 現状と課題

特別支援学校においては、在籍する幼児児童生徒の障がいの程度や特性、重複障がいの有無など、障がいの状況も様々であり、多様な教育的ニーズへの対応が求められている。幼児児童生徒一人一人のニーズに合った支援を行っていくためには、主幹教諭等専門性の高い教員からの指導・助言などを取り入れた質の高い個別の指導計画の作成が望まれる。



▲図 12 主幹教諭等による個別の指導計画への指導・助言を行った幼児児童生徒の割合

イ 具体的取組

各学校に対し、個別の指導計画の作成時に主幹教諭等専門性のある教員が積極的に参画できるような体制作りをするよう学校訪問時などに周知する。

また、主幹教諭等専門性の高い教員が学校の規模ごとの指導・助言体制、障がい種ごとの指導・助言のポイント、指導の好事例などを情報共有できるような機会を設ける。

(2) 全ての教職員を対象とした研修

⑩ 幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターへの研修

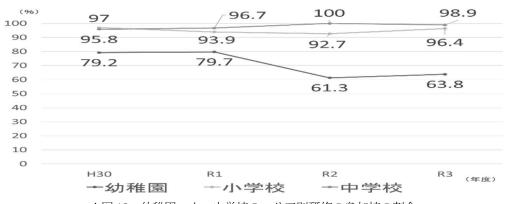
方策

幼稚園、小・中学校等、高等学校の全特別支援教育コーディネーターを対象にエリア別集合研修の 実施

ア 現状と課題

第三次推進計画の取組として、各教育事務所ごとに、幼稚園、小・中学校等の特別支援教育コーディネーターを対象としたエリア別研修を実施をしてきた。また、令和3年度より高等学校の特別支援教育コーディネーターにも対象を拡大して実施している。

幼稚園、小・中学校等の特別支援教育コーディネーターの研修への参加率は全体で90%程度と高い参加率となっている。しかし、校種別に見ると、小・中学校等の参加率は90%以上と高いものの、幼稚園はここ数年は約60%にとどまっている。また、令和3年度に初めて実施した高等学校のコーディネーターの研修への参加率は14.6%であった。



▲図13 幼稚園、小・中学校のエリア別研修の参加校の割合

イ 具体的取組

幼稚園、小・中学校等の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修については、教育事務所ごとのエリア別研修とし、それぞれの教育現場で課題となるようなテーマでの講義や協議を行うようにする。その際、地域で連続性、系統性をもって支援をしていくことを確認する。

高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象にした研修については、管理職にも会議等で研修の意義を周知し、高等学校において課題となるようなテーマで講義や協議を行うようにする。

(3) 特別支援教育ネットワークの構築

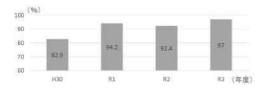
⑤ 幼稚園、小・中学校等、高等学校や特別支援学校における「チーム支援体制」の構築

方策

小・中学校等への専門的な指導助言システムの強化

ア 現状と課題

通常学級に在籍して特別な教育的支援を必要としている幼稚園、小・中学校等・高等学校の幼児児童生徒の個別の指導計画の作成率は、令和3年度は、約97%となっている。小・中学校学習指導要領において、特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒においては、個別の指導計画の作成が義務づけられている。また、通常学級における特別な教育的支援を必要とする全ての児童生徒についても、個別の指導計画の作成に努めるよう示されており、個別の指導計画の作成とともに、計画を活用した適切な支援が受けられる環境作りが必要である。



▲ 図 9 通常学級に在籍して特別な教育的支援を必要としている幼稚園、小・中学校等・高等学校の 幼児児童生徒の個別の指導計画の作成率

イ 具体的取組

特別な教育的支援を必要とする全ての児童生徒に個別の指導計画が作成されるように、会議や研修の場面で、市町村教育委員会へ周知をする。また、令和2年度より各教育事務所のエリアごとに配置された個別の指導計画推進教員の役割や活動事例なども紹介するとともに、各教育事務所と連携しながら、積極的な活用を促し、個別の指導計画の質の向上を目指していく。

Ⅱ特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

(1) 多様な障がいへの対応

外部人材の活用による幼稚園、小・中学校等、高等学校における障がいのある幼児児童生徒への対応の強化

方策

外部人材を活用した授業研究会や校内委員会などの実施を推進

ア 現状と課題

第三次推進計画では、外部人材を活用することで、幼稚園、小・中学校等、高等学校にお

旧

(3) 特別支援教育ネットワークの構築

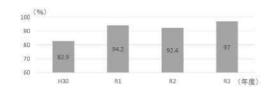
幼稚園、小・中学校等、高等学校や特別支援学校における「チーム支援体制」の構築

方策

小・中学校等への専門的な指導助言システムの強化

ア 現状と課題

通常学級に在籍して特別な教育的支援を必要としている幼稚園、小・中学校等・高等学校の幼児児童生徒の個別の指導計画の作成率は、令和3年度は、約97%となっている。小・中学校学習指導要領において、特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒においては、個別の指導計画の作成が義務づけられている。また、通常学級における特別な教育的支援を必要とする全ての児童生徒についても、個別の指導計画の作成に努めるよう示されており、個別の指導計画の作成とともに、適切な支援が受けられる環境作りが必要である。



▲ 図 9 通常学級に在籍して特別な教育的支援を必要としている幼稚園、小・中学校等・高等学校の 幼児児童生徒の個別の指導計画の作成率

イ 具体的取組

特別な教育的支援を必要とする全ての児童生徒に個別の指導計画が作成されるように、会議や研修の場面で、市町村教育委員会へ周知をする。また、令和2年度より各教育事務所のエリアごとに配置された個別の指導計画推進教員の役割や活動事例なども紹介するとともに、各教育事務所と連携しながら、積極的な活用を促し、個別の指導計画の質の向上を目指していく。

Ⅱ特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

(1) 多様な障がいへの対応

外部人材の活用による幼稚園、小・中学校等、高等学校における障がいのある幼児児童生徒への対応の強化

方策

外部人材を活用した授業研究会や校内委員会などの実施を推進

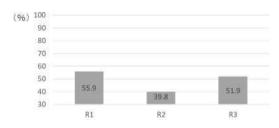
ア 現状と課題

第三次推進計画では、外部人材を活用することで、幼稚園、小・中学校等、高等学校にお

新

ける幼児児童生徒への対応の強化に努めてきた。特に、教育事務所エリアごとに、学識経験者や福祉関係者等から成る専門家チームを設置し、幼児児童生徒への支援に係る相談会(以下、「専門家チーム会議」という。)を年間2回実施してきた。専門家チーム会議を活用した幼稚園、小・中学校等、高等学校の割合は、全体の約50%である。

幼稚園、小中学校等、高等学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー の配置など校内支援体制の整備が進められているが、巡回相談の件数は年々増加傾向にある ことから、より専門的な意見を幼児児童生徒一人一人の支援に反映させるためにも、専門家 チーム会議の活用や医療、福祉、行政など関係機関との連携が望まれる。



▲ 図 10 専門家チーム、関係機関や保護者との連絡調整等を行った幼、小中、高等学校の割合

イ 具体的取組

幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会等で、 専門家チーム会議を活用したり、医療、福祉、行政など関係機関と連携を図っている学校の好 事例を紹介するなど、会議の意義や機会について、積極的に周知をする。

® 特別支援学校教諭免許状保有率の向上

方策

特別支援学校教諭免許状を未取得の教諭は、原則、特別支援学校在勤2年以内に取得

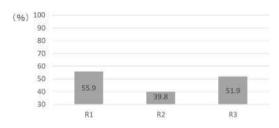
ア 現状と課題

特別支援学校在勤2年以上の教員の特別支援学校教諭免許状取得率は、ここ数年間は90%以上の高い水準を維持している。しかし、県立学校教職員人事異動実施要綱では、原則として特別支援学校教諭免許状未取得者については、特別支援学校異動後原則2年以内の免許状取得が定められていることから、100%達成が望まれる。

IΒ

ける幼児児童生徒への対応の強化に努めてきた。特に、教育事務所エリアごとに、学識経験者や福祉関係者等から成る専門家チームを設置し、幼児児童生徒への支援に係る相談会(以下、「専門家チーム会議」という。)を年間2回実施してきた。専門家チーム会議を活用した幼稚園、小・中学校等、高等学校の割合は、全体の約50%である。

幼稚園、小中学校等、高等学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー の配置など校内支援体制の整備が進められているが、巡回相談の件数は年々増加傾向にある ことから、より専門的な意見を幼児児童生徒一人一人の支援に反映させるためにも、専門家チーム会議の活用や関係機関との連携が望まれる。



▲ 図 10 専門家チーム、関係機関や保護者との連絡調整等を行った幼、小中、高等学校の割合

イ 具体的取組

幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会等で、 専門家チーム会議を活用したり、関係機関と連携を図っている学校の好事例を紹介するなど、 会議の意義や機会について、積極的に周知をする。

® 特別支援学校教諭免許状保有率の向上

方策

|特別支援学校教諭免許状を未取得の教諭は、原則、特別支援学校在勤2年以内に取得

ア 現状と課題

特別支援学校在勤2年以上の教員の特別支援学校教諭免許状取得率は、ここ数年間は90%以上の高い水準を維持している。しかし、県立学校教職員人事異動実施要綱では、原則として特別支援学校教諭免許状未取得者については、特別支援学校異動後原則2年以内の免許状取得が定められていることから、100%達成が望まれる。